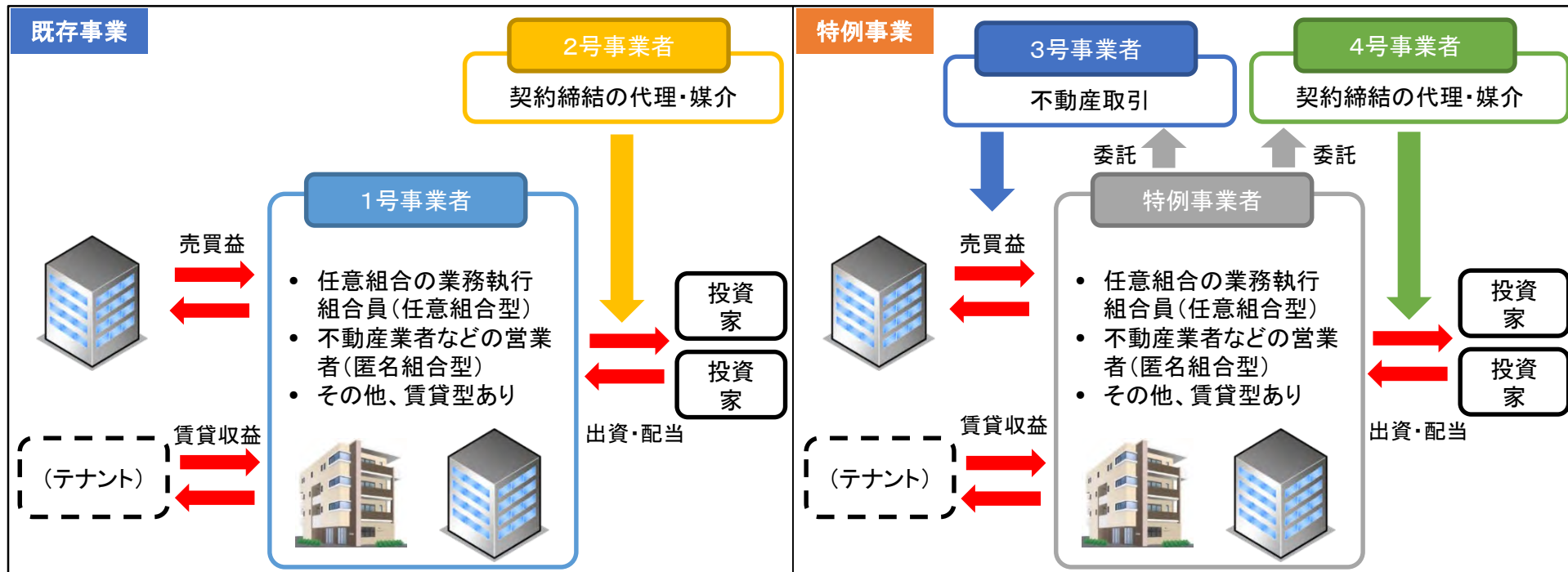


目的

- 出資を募って不動産を売買・賃貸等し、その収益を分配する事業を行う事業者について、許可制度を実施し、業務の適正な運営の確保と投資家の利益の保護を図る。



主な許可要件

- 資本金(1号事業者:1億円、2号事業者:1000万円、3号事業者:5000万円、4号事業者:1000万円)
- 宅建業の免許
- 良好な財産的基礎、構成かつ適確に事業を遂行できる人的構成
- 事務所ごとの業務管理者配置(不特事業3年以上、実務講習、登録証明事業(ARESマスター、ビル経営管理士、不動産コンサルティングマスター))